信金中央金庫
SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所
ニュース＆トピックス　No. 2022-75
（２０２２．９．１）
〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7　TEL. 03-5202-7671　FAX. 03-3278-7048
URL　https://www.scbri.jp　e-mail ： s1000790@FaceToFace.ne.jp

「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書」のポイント

藁品（わらしな）　和寿

ポイント

- 金融庁は、2022 年７月 13 日、「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 －持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム－」を公表した。2021 年６月に、第一次報告書として「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」を公表して以降、計５回の有識者会議にて議論を重ねた結果がまとめられている。
- 第二次報告書の読みどころとして、紙幅を多めに割いている「市場機能の発揮」および信用金庫業界に関係の深い「金融機関の投融資先支援とリスク管理」に焦点をあてて要約した。機関投資家や金融機関のサステナブルファイナンスへの対応には、相応の進捗がみられるものの、継続・深化させていくことが求められている。
- 信用金庫としては、気候変動への対応について、金融庁との対話とともに、地域企業等の地元のステークホルダーとの対話あるいは支援を通じて、地域での面的な支援を進めていくことが求められているといえよう。

１．第二次報告書の全体像

気候変動等の社会的課題への対応が急務となる中、これら社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融、すなわちサステナブルファイナンスの重要性が高まっている。特に、「脱炭素」の設備投資や技術開発に対しては、世界全体で官民合わせて巨額の資金が必要とされ、民間金融の機能発揮は欠かせない。こうした中、政府は、**図表１**のとおり、サステナブルファイナンスの取組みの推進に努めている。

（図表１）サステナブルファイナンスの推進

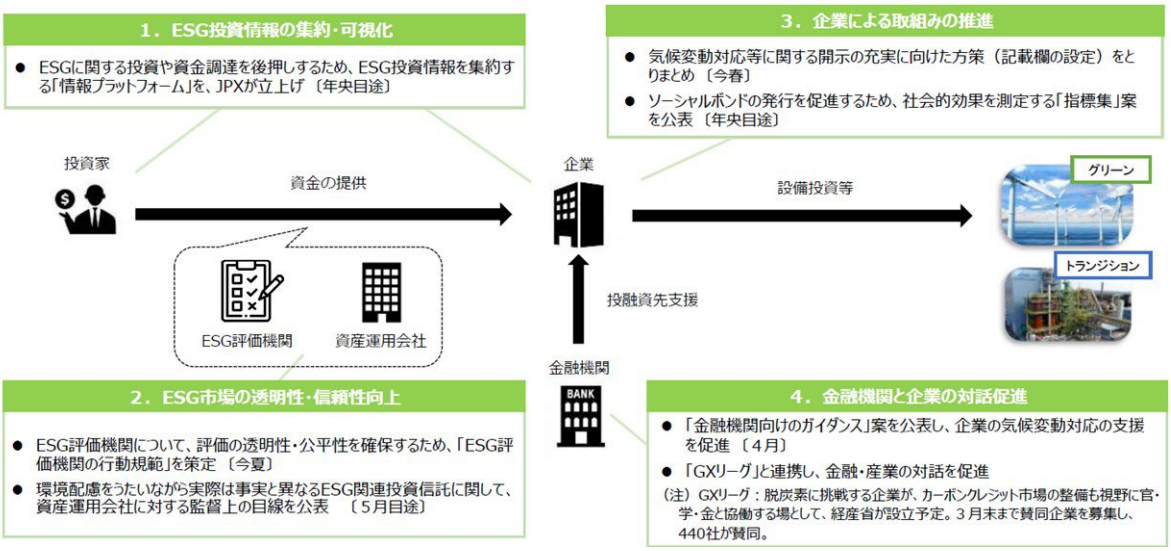

（出所）金融庁（2022 年４月 22 日）「サステナブルファイナンスの推進について」p. ２

（図表２）サステナブルファイナンスの取組みの全体像

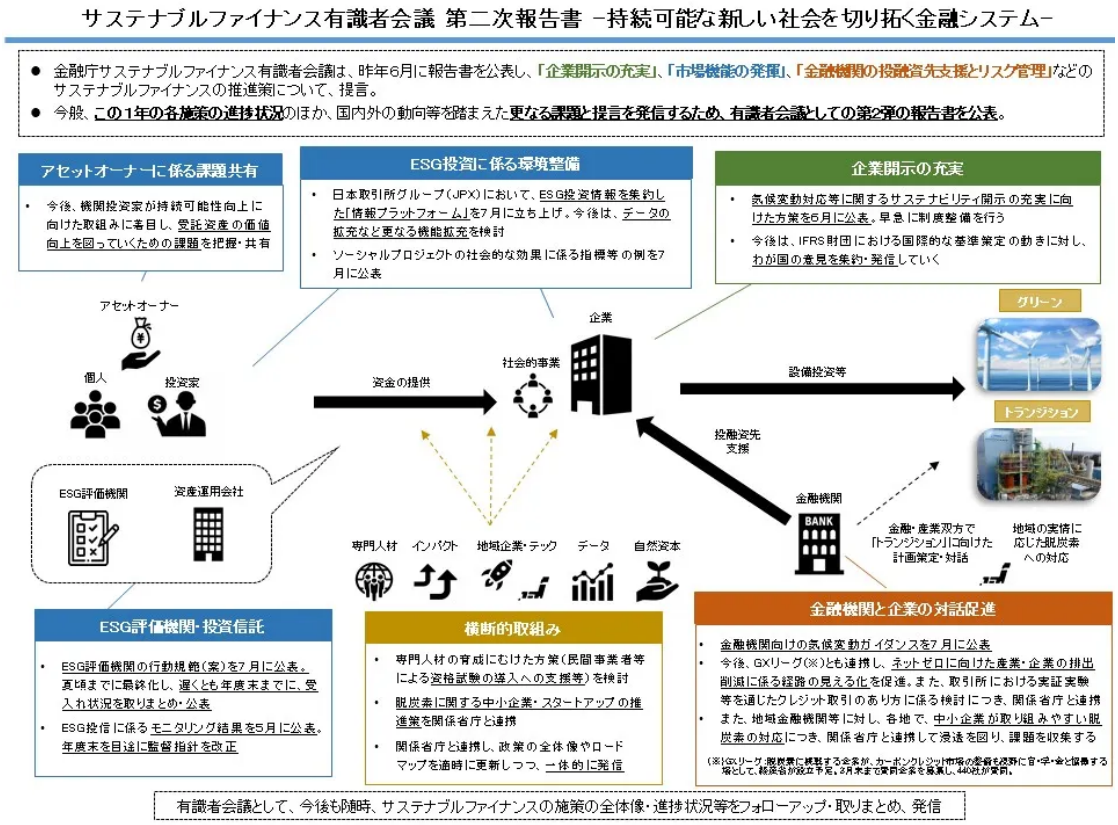

（出所）第二次報告書 p. 2

（図表３）サステナブルファイナンスの取組みの工程表

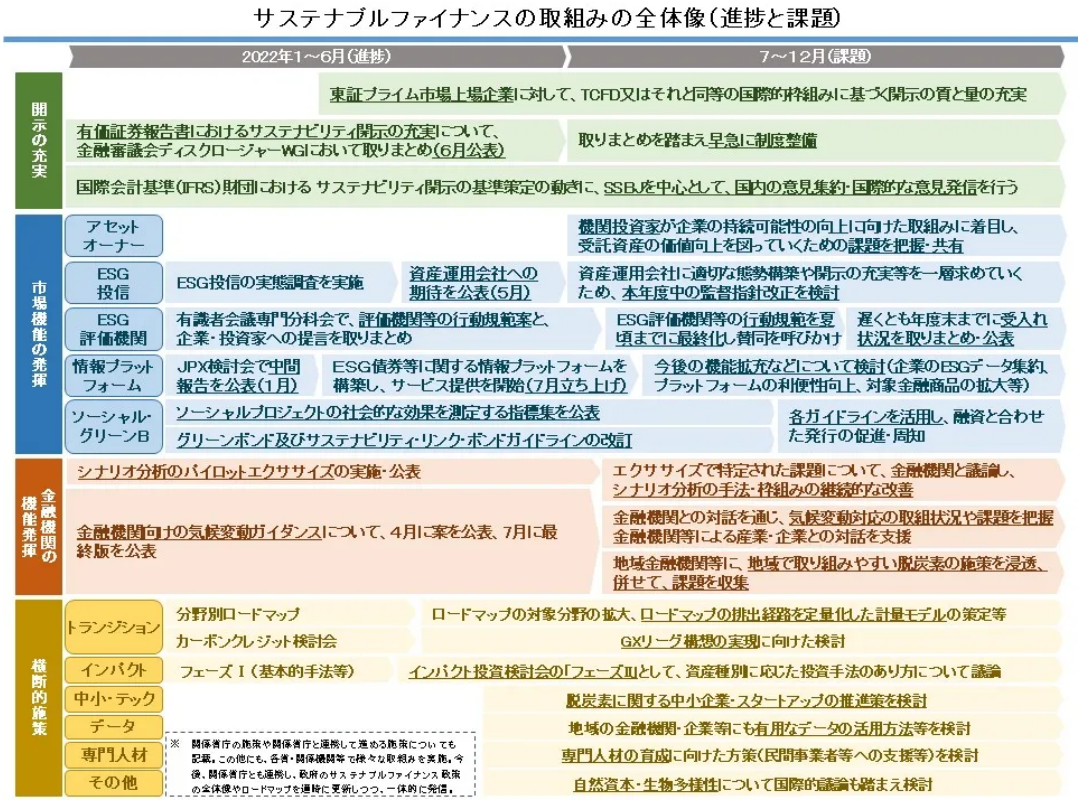

（出所）第二次報告書 p. 3

金融庁は、2020 年 12 月に、サステナブルファイナンス有識者会議（以下、「有識者会議」とい

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

う。）を設置し、金融行政におけるサステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策について議論を重ねている。2021 年６月には、第一次報告書として、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」を公表した。この中で、サステナブルファイナンスを「持続可能な社会経済システムを支えるインフラ」として位置づけ、これを政策的に推進していく観点から、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」の３つの柱で施策がとりまとめられている。これ以降、計５回の有識者会議にて議論が重ねられ、2022 年７月 13 日、「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 ―持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム―」の公表に至った。なお、計５回の議論の結果を俯瞰したものが前頁の**図表２、３**である。

２．第二次報告書の読みどころ

第二次報告書の読みどころとして、紙幅を多めに割いている「市場機能の発揮」および信用金庫業界に関係の深い「金融機関の投融資先支援とリスク管理」に焦点をあてて要約すると、**図表４**のとおりである。機関投資家や金融機関のサステナブルファイナンスへの対応には、相応の進捗がみられるものの、継続・深化させていくことが求められている。

そのほか、横断的課題として、トランジション（脱炭素に向けた移行）の促進、クライメートテック企業等の創業支援、データの整備、知見の拡充等に触れている。

（図表４）第二次報告書の読みどころ

頁数	要約
	市場機能の発揮
p.16-17	機関投資家をアセットオーナー（年金基金や保険会社、企業等）とアセットマネージャー（資産運用会社等）に分けて言及。それぞれに対して、サステナビリティの考慮についての知見を深めていくことの重要性に言及。アセットマネージャーには、アセットオーナーの便益向上への貢献も求める。
p.18	機関投資家に、個人投資家に対する投資機会の拡充を図るよう、ESG関連投資信託の組成や販売にあたって丁寧な説明等を求めるとともに、個人の金融教育においてサステナブルファイナンスの視点を取り入れることの必要性に言及。
p.20-21	ESG評価・データ提供機関に対し、データの適切性や、提供する評価等の透明性・中立性を確保することの重要性について言及。
p.22	ESG債や発行事例等に関する「情報プラットフォーム」の構築について言及。
	金融機関の投融資先支援とリスク管理
p.26-29	脱炭素に向けて金融機関の機能発揮の重要性に言及。金融機関に対し、トランジションの取組みを促進するため、顧客企業との対話を重ねた上で投融資の判断を行うことの重要性に言及。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

３．信用金庫に求められるサステナビリティファイナンスへの対応

第二次報告書の「３．（４）金融機関の投融資策支援とリスク管理」において、地域金融機関の課題として、「産業・地域・個別企業の実情も踏まえつつ、他の金融機関や自治体・経済団体とも連携しながら、顧客企業の支援の取組みを進め、また、これを行うための知見を向上させていくこと」を挙げている。この課題に対して、「自らの拠点とする地域に脱炭素を契機としてどのようなリスク・機会があるのか、自治体等の地域の関係者とも連携して洗い出しを行い、機動的に課題を把握

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

していくことが重要である。」と明記している。また、金融庁としては、「脱炭素等に係る取組みの意義、具体的な取組事例や同ガイダンス（「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」）の考え方等について、必要に応じ関係省庁等とも連携しつつ、各地域の関係者と議論を重ね、幅広く浸透させていくことが重要」との姿勢が明記されている。

信用金庫としては、気候変動への対応について、金融庁との対話とともに、地域企業等の地元のステークホルダーとの対話あるいは支援を通じて、地域での面的な支援を進めていくことが求められているといえよう。

以　上

＜参考文献＞

・ 金融庁（2022 年7月）「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書-持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」

・ 金融庁（2022 年4月 22 日）「サステナブルファイナンスの推進について」

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。